

第1章 計画の趣旨と背景

現 行	改 定 案	備 考
<p><b>1 計画の趣旨</b></p> <p>鹿児島市では、1994年（平成6年）に「かごしま市女性プラン」、2002年（平成14年）に「鹿児島市男女共同参画計画（女と男 ともに輝くパートナープラン）」を策定し、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。</p> <p>さらに、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、2007年（平成19年）3月には計画を改訂し、現在に至っています。</p> <p>この男女共同参画計画の計画期間が平成23年度末で終了することから、2010年（平成22年）12月に閣議決定された国の第3次男女共同参画基本計画、2011年（平成23年）3月の鹿児島市男女共同参画推進懇話会の提言並びに2010年（平成22年）9月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）などを踏まえるとともに、第五次鹿児島市総合計画の個別の計画として、「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進を図るものです。</p> <p>また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に規定する「市町村基本計画」を盛り込み、配偶者等からの暴力の根絶、被害者支援に取り組みます。</p>	<p><b>1 計画の趣旨</b></p> <p>鹿児島市では、1994年（平成6年）に「かごしま市女性プラン」、2002年（平成14年）に「鹿児島市男女共同参画計画（女と男 ともに輝くパートナープラン）」（2007年（平成19年）改定）を策定し、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。</p> <p>2012年（平成24年）には、国の第3次男女共同参画基本計画*、鹿児島市男女共同参画推進懇話会の提言並びに男女共同参画に関する市民意識調査などを踏まえるとともに、第五次鹿児島市総合計画の個別の計画として、平成24年度から33年度までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法*」という。）に規定する「市町村基本計画」を盛り込んであります。</p> <p>第2次鹿児島市男女共同参画計画については、策定時に、計画期間の中間年にあたる平成28年度に見直しを行うこととしていることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、この度、改定を行うものです。また、改定に際し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法*」という。）に規定する「市町村推進計画」を盛り込み、女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。</p>	<p>計画及び改定についての趣旨を記述</p> <p>用語解説にある用語は、各章ごとに最初に出てくるときに右上に*を付す</p>
<p><b>2 計画の背景</b></p> <p>男女共同参画社会の形成に向けた取組は、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、国際的な動きと軌を一にして、国内行動計画により様々な施策を推進するなど、着実に進歩してきました。1999年（平成11年）6月には、「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。また、2000年（平成12年）には、基本法の法定計画として国の「男女共同参画基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の方向が示されました。</p> <p>しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国連の女子差別撤廃委員会の我が国に対する最終見解（2009年（平成21年）8月公表）においても多くの課題が指摘されています。</p> <p>また、少子高齢化の進行により、総人口や労働力人口は減少し、経済は長期的に低迷を続け、非正規労働者が増加するなど、社会全体に閉塞感の広がりがみられます。また、人々の価値観が多様化するなか、社会の持続可能な発展に向けて、女性も男性も仕事と家庭、地域活動などの調和のとれた、自分らしい生き方の選択ができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現も求められています。</p> <p>さらに、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災では、男女共同参画の視点を踏まえた被害者支援のあり方について多くの課題がとりあげられ、女性や子育てに対応した避難所の設計、災害分野での女性の参画の必要性などが指摘されるとともに、男女それぞれの生き方、家族のありかたについても変化がみられてきたともいわれています。</p> <p>鹿児島市においては、これまでも本市男女共同参画計画に基づいて、鹿児島市男女共同参画センタ</p>	<p><b>2 計画の背景</b></p> <p>男女共同参画社会の形成に向けた取組は、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、国際的な動きと連動しながら国内行動計画により様々な施策を推進するなど、着実に進歩してきました。1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会基本法*（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。また、2000年（平成12年）には、基本法の法定計画として国の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の方向が示されました。</p> <p>しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国連の女子差別撤廃委員会の我が国に対する最終見解（2016年（平成28年）3月公表）においても多くの課題が指摘されており、世界経済フォーラムの2016年のジェンダー*・ギャップ指数では、特に政治、経済分野での女性の参画が進んでいないことが示されています。</p> <p>国においては、少子高齢化が進行し、急速な人口減少局面を迎えているなか、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力を最大限に発揮していくことが喫緊の課題であるとの認識が深まり、2015年（平成27年）8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立しました。同年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、男性中心型労働慣行*等を変革していくことや、女性活躍推進法の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。</p> <p>また、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災や2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震では、避難所等の災害対応において男女共同参画の視点が反映されなかったことにより、様々な課題が顕在化しました。災害時に男女共同参画の視点からの対応を行うためには、平時からの取組が重要であることが改めて浮き彫りになりました。</p> <p>鹿児島市においては、これまでも第2次鹿児島市男女共同参画計画に基づいて、鹿児島市男女共同</p>	<p>第4次計画の表現による</p> <p>「基本計画」という言葉は「市町村基本計画」等、複数の用語で使われるため省略しない</p> <p>女子差別撤廃委員会の最終見解は内容が多岐にわたっているため、特に問題がある分野を明確にするためGGIを併記</p> <p>第4次計画・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の表現による</p> <p>内閣府男女共同参画局の通知文の表現による</p>

一を拠点として市民と一体となった取組が推進され、一定の成果は得られてきていますが、その進展は緩やかであり、2010年（平成22年）9月に実施した市民意識調査においても、固定的な性別役割分担意識や、社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等感依然として根強いものがあります。未曾有の災害からの一日も早い復興・復旧が待たれる今日、女性も男性も安心していきいきと暮らせる社会が実現できるよう、更なる男女共同参画の取組が求められています。

### 3 世界と国の動き

#### (1) 国連の動き

国連は、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、「世界行動計画」の策定や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995年（平成7年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいべき「北京宣言・行動綱領」が採択され、また、2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

「第4回世界女性会議」から15年が経過した2010年（平成22年）、ニューヨークで「国連婦人の地位委員会『北京+15』」が開催されました。ここで、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況を評価、2011年（平成23年）1月には、国連決議により、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）」が設立されています。

#### (2) 国の動き

1975年（昭和50年）、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置、1977年（昭和52年）に、1986年（昭和61年）までを対象とする初めての「国内行動計画」が策定されました。

また1985年（昭和60年）には、「女子差別撤廃条約」を批准、1986年（昭和61年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」という。）」が施行されました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明確にした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

さらに、2000年（平成12年）、「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画である「男女

参画センターを拠点として市民と一体となった取組を推進してきましたが、2014年（平成26年）3月に鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者の役割、男女共同参画を阻害する行為の禁止等を改めて明らかにしました。2015年（平成27年）9月に実施した市民意識調査の結果からは、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方に「反対」が「賛成」を初めて上回るなど、男女共同参画の理念が着実に浸透してきていることがうかがえます。しかし一方で、社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等感が依然として強く、実際の生活の中で、女性は家庭を、男性は仕事をより優先する傾向が読み取れるなど、一定の成果とともに課題も浮かび上がってきます。今回の改定では、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくため、更なる取組が必要となっています。

### 3 世界と国の動き

#### (1) 国連の動き

国連は、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、世界行動計画の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約\*」という。）の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995年（平成7年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいべき「北京宣言・行動綱領」が採択され、また、2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

2011年（平成23年）1月には、前年の国連総会決議により既存のジェンダー関連4機関を統合して設立した「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメント\*のための国連機関）」が正式に発足しました。

2015年（平成27年）、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。また、同年9月に採択された、2016年（平成28年）から2030年（平成42年）までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、目標の一つとして、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことが明記されました。

#### (2) 国の動き

1975年（昭和50年）、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に、1986年（昭和61年）までを対象とする初めての国内行動計画が策定されました。

また、1985年（昭和60年）には女子差別撤廃条約を批准、1986年（昭和61年）に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法\*」という。）が施行されました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明確にした基本法が公布・施行され、2000年（平成12年）、基本法に基づく初めての計画である男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

2001年（平成13年）、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共

条例の制定  
市民意識調査結果の概説

文章整理

文章整理

(3)から移動して整理

共同参画基本計画」が閣議決定されました。

この計画はその後改訂が行われており、2010年（平成22年）12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたところです。

### （3）男女共同参画に係る法改正等

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）」が2000年（平成12年）に施行され、翌2001年（平成13年）、「DV防止法」が施行されました。DV防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。なお、DV防止法は、2004年（平成16年）に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、2007年（平成19年）に市町村の努力義務として市町村基本計画の策定などが新たに加えられました。

2001年（平成13年）、内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、また「推進本部」及び「男女共同参画会議」の事務局としての機能を担う「男女共同参画局」が設けられました。

また、2007年（平成19年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大などが行われました。

さらに2008年（平成20年）には「次世代育成支援対策推進法」、2009年（平成21年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）」が改正され、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立支援等を推進しています。

## 4 鹿児島県の動き

鹿児島県では、1999年（平成11年）3月に「かごしまハーモニープラン」が策定され、平成20年度までの男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。

同年4月には知事を本部長とする鹿児島県男女共同参画推進本部を設置するとともに、2001年（平成13年）12月に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

また、2003年（平成15年）4月に、男女共同参画を推進するための総合的な活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されたほか、2006年（平成18年）3月には、男女共同参画社会の実現を阻害する配偶者等からの暴力の根絶に向けて「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008年（平成20年）3月には、「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、平成24年度までを期間とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、男女の人権が尊重される社会の形成及び男女共同参画社会を実現する地域環境の創造を目標として取組が進められています。

同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設けられ、男女共同参画の推進体制が強化されました。

男女共同参画基本計画は改定が重ねられ、2015年（平成27年）12月には、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。また、同年8月には、基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする女性活躍推進法が成立し、2016年（平成28年）4月に、事業主行動計画の策定に関する規定を含めて全面施行されています。

### （3）男女共同参画に係る法改正等

ストーカー行為等の規制等に関する法律が2000年（平成12年）に施行され、翌2001年（平成13年）、DV防止法が施行されました。DV防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。なお、DV防止法は、2004年（平成16年）に保護命令\*制度の拡充を柱とする改正が行われ、2007年（平成19年）に市町村の努力義務として市町村基本計画の策定などが新たに加えられました。さらに、2013年（平成25年）の改正では、法の適用対象が、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

2007年（平成19年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

また、2008年（平成20年）には次世代育成支援対策推進法、2009年（平成21年）には育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法\*」という。）が改正され、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備が進みました。

さらに、2017年（平成29年）には、いわゆるマタハラ\*防止措置義務を新設する改正男女雇用機会均等法及び、育児、介護と仕事との両立支援制度を充実した改正育児・介護休業法が施行され、仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備が進められています。

## 4 鹿児島県の動き

鹿児島県では、1999年（平成11年）3月に「かごしまハーモニープラン」が策定され、平成20年度までの男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。

同年4月には鹿児島県男女共同参画推進本部を設置するとともに、2001年（平成13年）12月に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

また、2003年（平成15年）4月に、男女共同参画を推進するための総合的な活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されたほか、2006年（平成18年）3月には、男女共同参画社会の実現を阻害する配偶者等からの暴力の根絶に向けて「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008年（平成20年）3月には、「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、平成24年度までを期間とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2009年（平成21年）3月には、2008年（平成19年）7月のDV防止法改正及び2008年（平成20年）1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な

計画改定、新法の追加

法改正の追加

(2)へ移動

法改正の追加

平成21年以降の動きの追加

**5 鹿児島市の取組**

本市では、1980年（昭和55年）4月、教育委員会に婦人青少年課（1992年（平成4年）に女性青少年課に改称）を設置、女性団体の育成や女性教育の推進に努めました。

1984年（昭和59年）、女性に関する施策を総合的に推進するため「鹿児島市婦人問題懇話会（1993年（平成5年）「鹿児島市女性問題懇話会」に改称）を設置し、さらに同年9月に、庁内における女性関連施策の総合的な推進のために助役を会長とした「鹿児島市婦人に関する行政推進連絡会議」（1993年（平成5年）「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称）を設置しました。

1991年（平成3年）12月に策定された「第三次鹿児島市総合計画」の基本計画の中で「女性の社会参加と地位向上」を図るための基本的方向が示されました。

1994年（平成6年）4月には、女性政策部門を企画部に移管、女性政策課を設置して、女性政策の総合的な企画・調整を行う態勢を整えました。

同年10月、鹿児島市女性問題懇話会からの提言を受け、本市における女性に関する施策を総合的に推進する指針として「かごしま市女性プラン」（以下、「女性プラン」という。）を策定しました。

本市では、この「女性プラン」に基づき、男女共同参画社会を考える市民のつどいや、男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行、男女共同参画推進リーダー国内派遣事業などの施策を展開し、市民意識の醸成と人材の育成に努めてきました。

2001年（平成13年）1月には、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点として「男女共同参画センター」（以下、「センター」という。）が生涯学習プラザとの複合施設（サンエールかごしま）として開館しました。

センター開館を機に同年1月30日「男女共同参画都市かごしま宣言」を行い、本市における男女共同参画社会の実現に向けて市民と行政が一体となった取組を進めることを宣言しました。

2002年（平成14年）3月には、「人とまち個性が輝く元気都市・かごしま」を都市像とする「第四次鹿児島市総合計画」、国内外の動向とこれまでの取組を踏まえ、「男女共同参画社会の形成」を目標とした計画期間が平成23年度までの「鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。

同年「鹿児島市女性問題懇話会」を「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」へ、「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」を「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」に名称変更しました。

2006年（平成18年）4月には、女性政策課から男女共同参画推進課へ改称したあと、同年度は「鹿児島市男女共同参画計画」の計画期間の中間年にあたり、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に

方針」の見直し等を踏まえ、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が改定されました。

2013年（平成25年）3月には、「鹿児島県男女共同参画基本計画」の成果と課題を踏まえ、鹿児島県における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、平成29年度までを計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり及び誰もが安心して暮らすことができる社会づくりを目標として取組が進められています。

2016年（平成28年）6月には、一人ひとりの女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍し、男女がともに安心して生き生きと働くことができる「鹿児島」の実現を目指し、経済団体等と行政が連携して本県における女性活躍の取組を加速化するために、女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会として「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足しました。

**5 鹿児島市の取組**

本市では、1980年（昭和55年）4月、教育委員会に婦人青少年課（1992年（平成4年）に女性青少年課に改称）を設置、女性団体の育成や女性教育の推進に努めました。

1984年（昭和59年）、女性に関する施策を総合的に推進するため「鹿児島市婦人問題懇話会（1993年（平成5年）「鹿児島市女性問題懇話会」に改称）を設置し、さらに同年9月に、庁内における女性関連施策の総合的な推進のために助役を会長とした「鹿児島市婦人に関する行政推進連絡会議」（1993年（平成5年）「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称）を設置しました。

1991年（平成3年）12月に策定された「第三次鹿児島市総合計画」の基本計画の中で「女性の社会参加と地位向上」を図るための基本的方向が示されました。

1994年（平成6年）4月には、女性政策部門を企画部に移管、女性政策課を設置して、女性政策の総合的な企画・調整を行う態勢を整えました。

同年10月、鹿児島市女性問題懇話会からの提言を受け、本市における女性に関する施策を総合的に推進する指針として「かごしま市女性プラン」（以下、「女性プラン」という。）を策定しました。

本市では、この「女性プラン」に基づき、男女共同参画社会を考える市民のつどいや、男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行、男女共同参画推進リーダー国内派遣事業などの施策を展開し、市民意識の醸成と人材の育成に努めてきました。

2001年（平成13年）1月には、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点として「**鹿児島市男女共同参画センター**」が生涯学習プラザとの複合施設（サンエールかごしま）として開館しました。

**男女共同参画センター**開館を機に同年1月30日「男女共同参画都市かごしま宣言」を行い、本市における男女共同参画社会の実現に向けて市民と行政が一体となった取組を進めることを宣言しました。

2002年（平成14年）3月には、「人とまち個性が輝く元気都市・かごしま」を都市像とする「第四次鹿児島市総合計画」**及び**国内外の動向とこれまでの取組を踏まえ、「男女共同参画社会の形成」を目標とした計画期間が平成23年度までの「鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。

同年「鹿児島市女性問題懇話会」を「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」へ、「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」を「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」に名称変更しました。

2006年（平成18年）4月には、女性政策課から男女共同参画推進課へ改称したあと、同年度は「鹿児島市男女共同参画計画」の計画期間の中間年にあたり、**ることから**、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するために計画を見直し、2007年（平成19年）3月に計画を改定しま

県男女共同参画センターと区別

よる新たな課題に対応するために計画を見直し、2007年（平成19年）3月に計画を改訂しました。

同年4月、男女共同参画推進課を企画部から市民部へ移管し、市民と行政が一体となった男女共同参画行政の推進を図っています。

2010年（平成22年）9月、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するために、市民意識調査を実施しました。前回2005年（平成17年）の調査や内閣府の調査と比較検討し、調査報告書にまとめました（2011年（平成23年）3月発行）。

2011年度（平成23年度）策定した「第五次鹿児島市総合計画」においても、基本目標“学ぶよるこびが広がる 誇りあるまち”の人権尊重社会の形成の中で「男女共同参画の推進」が掲げられています。

今回の第2次鹿児島市男女共同参画計画は、第五次鹿児島市総合計画はもとより、これまでの取組や本市意識調査の結果も踏まえて策定することといたしました。

した。

同年4月、男女共同参画推進課を企画部から市民部へ移管し、市民と行政が一体となった男女共同参画行政の推進を図っています。

2011年度（平成23年度）には、「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を都市像とする「第五次鹿児島市総合計画」が策定され、基本目標“学ぶよるこびが広がる 誇りあるまち”の人権尊重社会の形成の中で「男女共同参画の推進」が掲げられました。

2012年（平成24年）3月には、第五次鹿児島市総合計画はもとより、鹿児島市男女共同参画推進懇話会からの提言や2010年（平成22年）9月に実施した本市意識調査の結果等も踏まえて、平成33年までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画では、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（鹿児島市DV対策基本計画）」を併せて策定しています。

2014年（平成26年）3月には、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者などの役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める「鹿児島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

同年、条例に基づく「鹿児島市男女共同参画審議会」を設置するとともに、「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」を廃止しました。

2015年（平成27年）9月、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するために、市民意識調査を実施しました。前回2010年（平成22年）の調査や内閣府の調査と比較検討し、調査報告書にまとめました（2016年（平成28年）3月発行）。

このような状況を踏まえ、計画期間の中間年にあたり、第2次鹿児島市男女共同参画計画の後期をより実効的なものとするため見直しを行うこととしました。

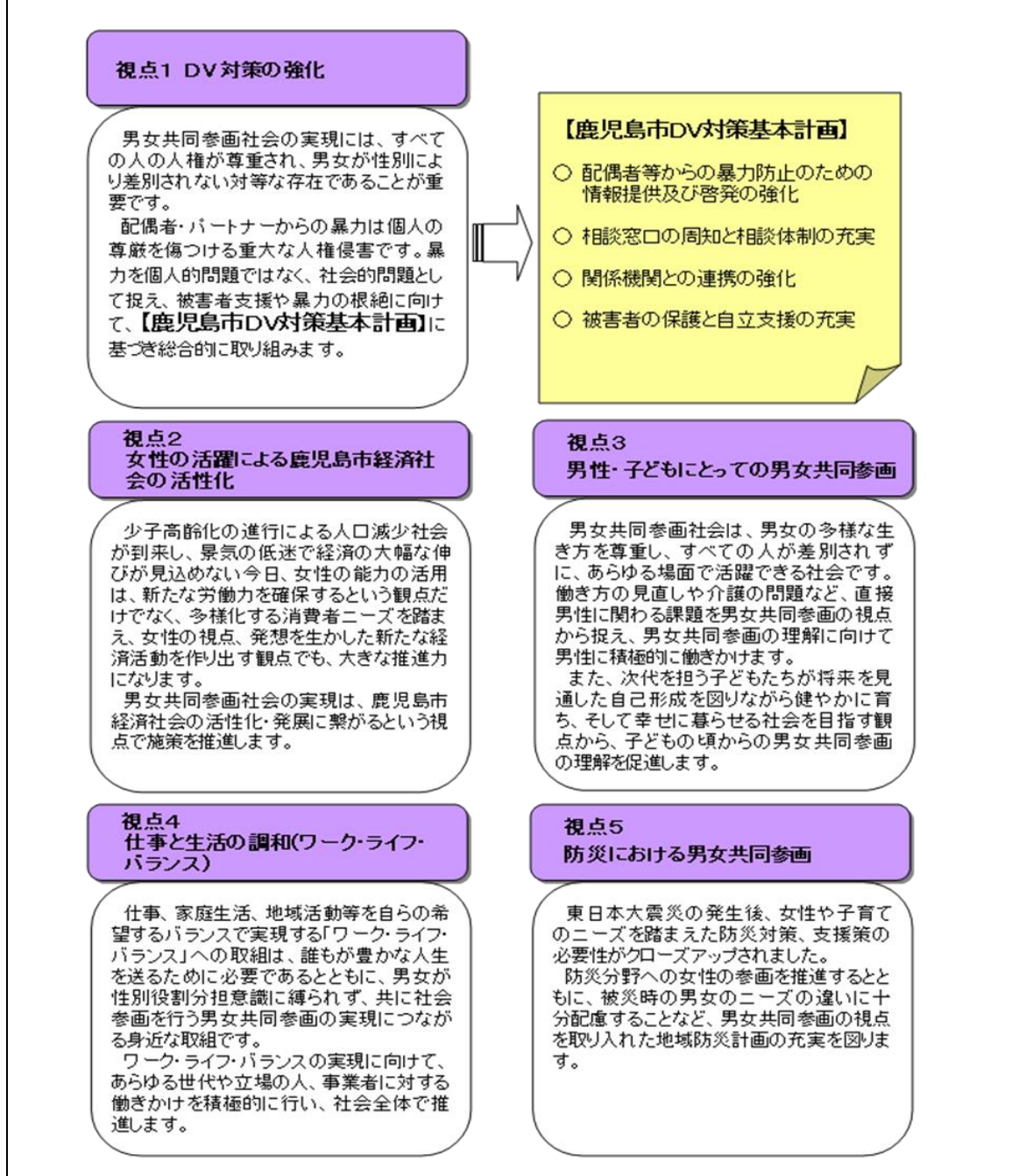
平成23年度以降の取組の追加

第2章 計画の概要

現 行	改 定 案	備 考
<p>1 基本理念</p> <p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指します。</p>	<p>1 基本理念</p> <p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、<b>鹿児島市男女共同参画推進条例に示された5つの理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。</b></p> <p><b>1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</b></p> <p><b>2. 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</b></p> <p><b>3. 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</b></p> <p><b>4. 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。</b></p> <p><b>5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。</b></p>	<p>条例前文による 条例の基本理念との整理</p>
<p>2 基本目標</p> <p>I 男女共同参画社会に向けての意識づくり</p> <p>II あらゆる分野における男女共同参画の促進</p> <p>III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり</p>	<p>2 基本目標</p> <p>I 男女共同参画社会に向けての意識づくり</p> <p>II あらゆる分野における男女共同参画の促進</p> <p>III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり</p>	
<p>3 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。</p> <p>(2) この計画の「III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「III-1 配偶者等からの暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当する「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（鹿児島市DV対策基本計画）」です。</p> <p>(3) この計画は、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指し、基本目標である“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体的な計画です。</p> <p>(4) この計画は、<b>鹿児島市男女共同参画推進懇話会からの提言</b>、男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年度実施）及び、パブリックコメントでの意見募集の結果を踏まえて策定しています。</p> <p>(5) この計画には、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者の取組を掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて市民、事業者、行政が一体となった取組を進めようとするものです。</p>	<p>3 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、男女共同参画社会基本法*第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、<b>鹿児島市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき</b>、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。<b>また、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指し、基本目標である“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体的な計画です。</b></p> <p><b>(2) この計画の「II あらゆる分野における男女共同参画の促進」のうち、「II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進」と「II-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進」は、女性活躍推進法*第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けられる「鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（鹿児島市女性活躍推進計画）です。</b></p> <p>(3) この計画の「III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「III-1 配偶者等からの暴力の根絶」は、DV防止法*第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に<b>位置付けられる</b>「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（鹿児島市DV対策基本計画）」です。</p> <p>(4) この計画は、<b>鹿児島市男女共同参画審議会の意見</b>、男女共同参画に関する市民意識調査</p>	<p>条例上の位置づけを追加 法令・計画上の位置づけを集約</p> <p>根拠法の追加</p> <p>懇話会から審議会への変更</p>

4 計画期間  
計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、5年後の平成28年度に見直すものとします。

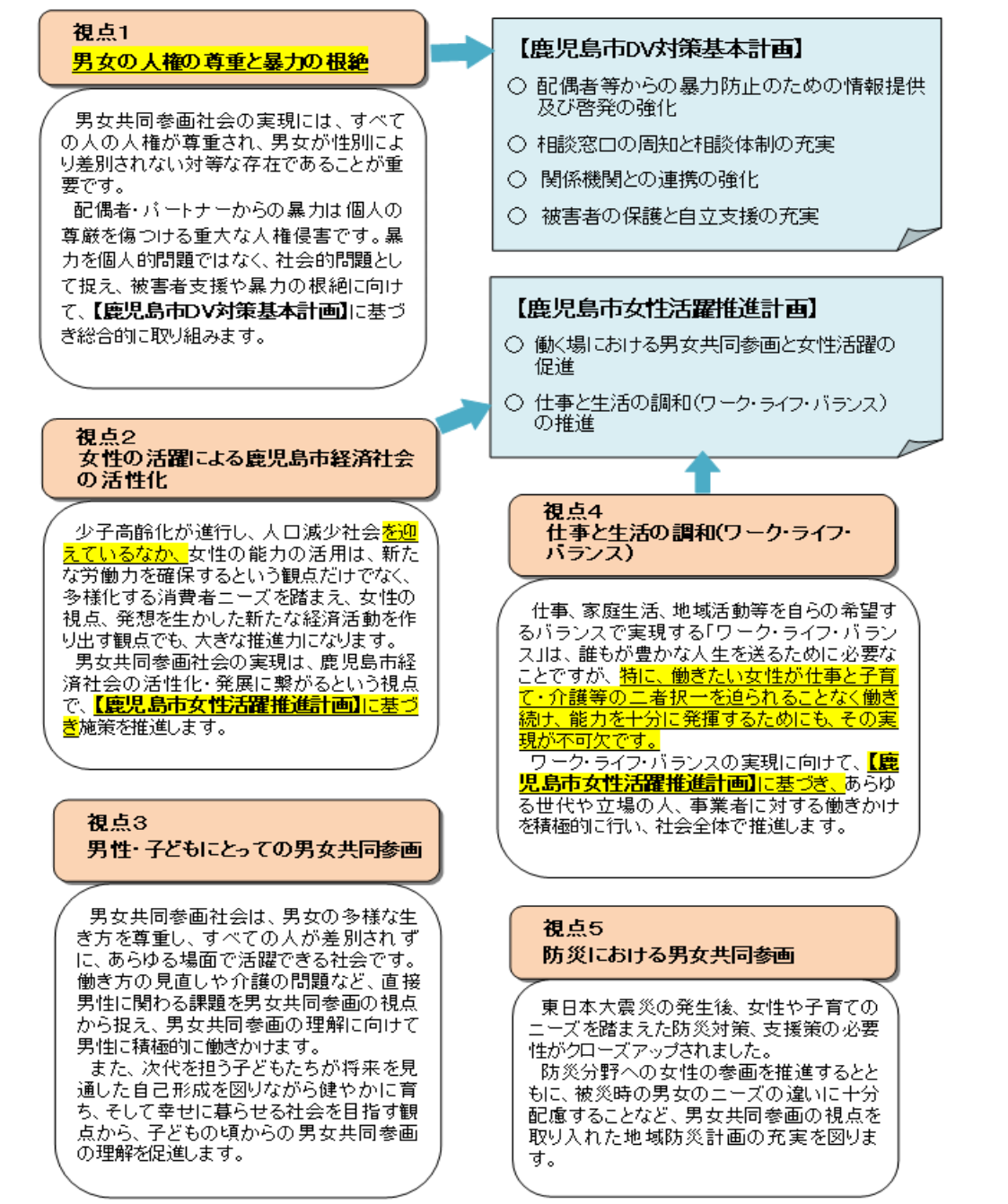
5 計画の視点  
第2次鹿児島市男女共同参画計画は、社会情勢の変化や市民の意識、これまでの男女共同参画計画での課題を踏まえ、5つの視点で取り組みます。



(平成27年度実施)及び、パブリックコメントでの意見募集の結果を踏まえて策定しています。  
(5) この計画市には、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者等の取組を掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて市民、事業者等、行政が一体となった取組を進めようとするものです。

4 計画期間  
計画期間は、当初計画(平成24年度から平成33年度まで)のうち、後期期間である平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5 計画の視点  
第2次鹿児島市男女共同参画計画は、社会情勢の変化や市民の意識、これまでの男女共同参画計画での課題を踏まえ、5つの視点で取り組みます。



市民意識調査の実施年度の修正  
条例第7条の市民団体、第8条の教育に携わる者を「等」に含める

視点1が基本目標Ⅲ全体にかかるように修正  
女性活躍推進計画を盛り込むことを踏まえ、視点2及び視点4を修正

### 第3章 計画の内容

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担\*意識をなくした男女平等の社会～

##### 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	
<p>我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、<b>経済の長期的低迷</b>など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。</p> <p>男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。</p> <p>近年、<b>自殺者数が毎年3万人を超える状況が続いています</b>が、特に働き盛りの男性の増加が<b>大きくクローズアップされています</b>。男性には未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査（図 1）においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人（「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数）の割合は、<b>男性は女性よりも10ポイント以上高くなっており</b>、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。</p> <p>男女共同参画社会基本法の施行後<b>10年</b>を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。</p> <p>今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢化社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の<b>抑制</b>、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会を<b>形成できるものである</b>ことについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【図1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方】</b></p>	<p>我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、<b>グローバル化による経済構造の変化</b>など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。</p> <p>男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。</p> <p>近年、<b>我が国の自殺者数は年間2万5千人前後で推移しています</b>。本市においては<b>年間100人前後で推移し、年齢別にみると50～60代が多く、男性は女性の2～3倍と高い割合を示しています</b>。男性には未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査（図 1）においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人（「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数）の割合は、<b>男性は女性よりも高くなっており</b>、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。</p> <p>男女共同参画社会基本法*の施行後<b>17年</b>を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。</p> <p>今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の<b>削減</b>、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会を<b>形成につながる</b>ことについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【図1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方】</b></p> <p style="text-align: center;">27年度市民意識調査結果に差替え</p>	<p>※日本経済は、経済の長期的低迷時代を抜けたとされており変更するもの</p> <p>※男性に自殺者が多い原因としての性別役割や社会意識の変革が必要であることの理由を詳しく説明するため変更するもの</p> <p>※男性＞女性という傾向を説明</p> <p>※経過年を修正</p> <p>※国の第4次計画に合わせた表現の修正</p> <p>※新しい調査結果に差替え</p>



推進施策
<p>(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発</p> <p>個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。</p>
<p>(2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な意識を浸透させます。</p> <p>また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。</p>
<p>(3)男女共同参画に関する調査・研究の実施</p> <p>男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。</p> <p>また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の調査研究事業を支援します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画啓発パンフレットの作成（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画フェスティバル事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画情報誌「すてっぴ」の発行（男女共同参画推進課）</p> <p>◇社会学級・女性学級の開設（生涯学習課）</p>

推進施策
<p>(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発</p> <p>個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。</p>
<p>(2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー*（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な意識を浸透させます。</p> <p>また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。</p>
<p>(3)男女共同参画に関する調査・研究の実施</p> <p>男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。</p> <p>また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の活動を支援します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画啓発パンフレット等の配布（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（学習・研修講座）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇サンエールフェスタ開催事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画情報誌「すてっぴ」の発行（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画に関する市民意識調査（男女共同参画推進課）</p>

<p>※広く活動を支援する。</p>

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会～

施策の方向性2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>本市の市民意識調査(平成 22 年度実施)の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く(78.7%)、前回調査(平成 17 年度実施)の 66.4%、前々回調査(平成 11 年度実施)の 32.4%から大きく増加しています。性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著となっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。</p> <p>また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。</p> <p>そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。</p> <p>さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、<u>女性の能力や活力を引き出すため、女性の活動を促進する施設の機能の整備・充実を図り、男女共同参画に関する学習や研究を充実させていく必要があります。</u></p> <p>【図2 子どもの育て方についての考え】</p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>本市の市民意識調査(図 2)の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く(83.3%)、前回調査(平成 22 年度実施)の 78.7%、前々回調査(平成 17 年度実施)の 66.4%から増加し続けており、性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著となっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。</p> <p>また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。</p> <p>そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。</p> <p>さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイル*に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、<u>女性の能力や活力を引き出し、社会参画を進めるために生涯にわたる学習機会の提供に努める必要があります。</u></p> <p>【図2 子どもの育て方についての考え】 27年度市民意識調査結果に差替え</p>	<p>※図表の表記の整理                  ※直近の数値に変更                  ※表現の変更 「増加し続けている」</p> <p>※「施設の機能の整備・充実」だとハード面のことと読み取れるが、ハードの整備・充実                  は現実的に困難。ソフトのことと分かるように表現を修正                  ※ 新しい調査結果に変更</p>

推進施策
<p>(1)教育による男女共同参画の推進</p> <p>教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、家庭においては幼児期からジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)にとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します。</p>
<p>(2)情報を活用する能力(メディア・リテラシー)向上のための取組</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。</p>
<p>(3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進</p> <p>サンエールかごしま(男女共同参画センター、生涯学習プラザ)を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。</p> <p>また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇教職員対象男女共同参画研修会の開催 (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇母親・父親になるための準備教室 (保健予防課)</p> <p>◇生涯学習プラザ事業 (生涯学習課)</p> <p>◇女性教育活動推進事業 (生涯学習課)</p>

推進施策
<p>(1)教育による男女共同参画の推進</p> <p>教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、家庭においては幼児期からジェンダーにとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します。</p>
<p>(2)情報を活用する能力(メディア・リテラシー*)向上のための取組</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。</p>
<p>(3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメント*の促進</p> <p>性別にかかわらず、人生のそれぞれの段階における主体的で多様な選択を可能にするため、サンエールかごしま(男女共同参画センター、生涯学習プラザ)を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。</p> <p>また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇教職員対象男女共同参画研修会の開催 (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇乳幼児と保護者のための家庭の教育力向上講座開催事業(生涯学習課)</p> <p>◇生涯学習プラザ事業 (生涯学習課)</p> <p>◇女性教育活動推進事業 (生涯学習課)</p> <p>◇勤労女性センター事業(各種講座・自主クラブ) (生涯学習課)</p>

<p>※「ジェンダー」の説明を省略</p>
<p>※修正「イ」→「ィ」</p>
<p>※生涯学習を推進する目的を明確化</p>
<p>※家庭教育に係る事業に変更</p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を發揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。</p> <p>世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による2011年版のランキングでは、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダーギャップ指数(GGI)」では、<u>女性の管理職・専門職の割合の低さ、男女の所得格差の大きさ</u>などから我が国は135か国中98位であったのに対して、<u>妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況</u>などを比較した「ジェンダー不平等指数(GII)」では146か国中14位となっています。両指数の順位の違いは、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。<a href="#">(図 3参照)</a></p> <p>本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成14年度末21.9%であったものが、平成22年度末で32.1%に達しており(図 4)、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。</p> <p>国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、「2020年30%(社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。)」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が40%以上60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて、取組を強化していくことが必要です。</p> <p>今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きかけを行うとともに、他者への見本となる役割モデル(ロールモデル)や活躍事例等の収集、情報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要があります。</p> <p><b>【図3 GGI(ジェンダーギャップ指数)、GII(ジェンダー不平等指数)における日本の順位】</b></p> <p><b>【図4 各種審議会等への女性の参画率】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。</p> <p>世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による2016年版のランキング(図 3)では、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、<u>国会議員や管理職における女性の割合の低さ</u>などから我が国は144か国中111位であったのに対して、<u>妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況</u>などを比較した「ジェンダー不平等指数(GII)」では155か国中26位となっています。両指数の順位の違いは、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。</p> <p>本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成14年度末21.9%であったものが、平成27年度末で34.8%に達しており(図 4)、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。</p> <p>国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、「2020年30%(社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。)」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が40%以上60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて、取組を強化していくことが必要です。</p> <p>今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きかけを行うとともに、他者への見本となる役割モデル(ロールモデル*)や活躍事例等の収集、情報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要があります。</p> <p><b>【図3 GGI(ジェンダー・ギャップ指数)、GII(ジェンダー不平等指数)における日本の順位】</b></p> <p style="text-align: right;">最新指数に差替え</p> <p><b>【図4 各種審議会等への女性の参画率】</b></p> <p style="text-align: right;">最新データに差替え</p>	<p>※図表の表記の整理</p> <p>※最新情報に更新 (GIIは2015年版のデータ。2016年版が出次第更新予定)</p> <p>※最新情報に更新</p> <p>※最新情報に更新</p> <p>※最新情報に更新</p> <p>※最新情報に更新</p>

推進施策
(1)審議会等への女性の参画の推進 各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成 33 年度までに女性委員の比率を 40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。
(2)女性市職員の採用・登用の推進 <u>男女平等、成績主義を基本原則とした採用及び能力に応じて女性職員を積極的に登用するとともに、職域の拡大や能力開発のための研修を充実します。</u>
(3)女性の能力開発と人材情報の整備 様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。 女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。
主な事業(担当課)
◇公職参画状況調査 (男女共同参画推進課) ◇女性団体連合会活動助成事業 (男女共同参画推進課) ◇人事評価制度を活用した職員の登用 (人事課) <u>◇消費者教育担い手育成事業 (消費生活センター)</u> ◇勤労女性センター事業 (生涯学習課)

推進施策
(1)審議会等への女性の参画の推進 各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成 33 年度までに女性委員の比率を 40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。
(2)女性市職員の採用・登用の推進 <u>能力主義と適材適所を基本としながら、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に則り、能力開発のための研修の充実、ロールモデルの紹介などに努め、女性職員の積極的な登用を進めます。</u>
(3)女性の能力開発と人材情報の整備 様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。 女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。
主な事業(担当課)
◇公職参画状況調査 (男女共同参画推進課) ◇ <u>特定事業主行動計画に基づく取組</u> (人事課ほか) ◇女性団体連合会活動助成事業 (男女共同参画推進課) ◇勤労女性センター事業( <u>職能向上に関する講座</u> ) (生涯学習課)

※女性活躍推進法の制定を受け、事業主行動計画を基に表現を変更
※女性活躍推進法の制定を受けての変更 ※消費者問題関連事業は、II-4 地域への男女共同参画の推進へ移動

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画  
(鹿児島市女性活躍推進計画)

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、女性の就業は<b>これからの</b>経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を発揮できる<b>社会をめざす</b>男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的に男女平等の確保が不可欠です。</p> <p>これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、<b>離職した場合に希望する職業への再就職が困難な傾向</b>があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。</p> <p>市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの<b>面における男女間格差</b>や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、<b>男性中心の企業の意識や慣行が根強く残っていることなどにより、雇用の現場における男女間格差があまり改善の方向には向かっていない</b>現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実には、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。</p> <p>雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保、<b>結婚や出産などを踏まえた</b>就業の継続や再就職支援(M字カーブ問題(※)解消に向けた取組)など、<b>職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備</b>について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める必要があります。</p> <p>また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。</p> <p>※ M字カーブ</p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、女性の就業は経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的な男女平等の確保が不可欠です。</p> <p>これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、<b>希望する働き方で</b>の再就職が困難な傾向があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。</p> <p>市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、<b>雇用の現場における男女間格差が依然として残っている</b>現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実には、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。<b>仕事をやめる理由として、「仕事と家事・育児の両立は大変」「家事・育児に専念したい」が多いことから、働きながら家事・育児を両立させるということが簡単なものではない</b>現状が読み取れます。さらに、平成27年度の市勤労者労働基本調査によると、「女性の管理職への登用」を「行っていない」と回答した事業所の割合は34.9%で、平成25年度の県労働条件実態調査における女性管理職(課長相当職)の割合は11.9%にとどまっています。</p> <p><b>このような中、平成27年8月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を目指す女性活躍推進法*が成立しました。</b></p> <p>雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保はもとより、性別による固定的な役割分担を反映した<b>職場慣行が女性の職業生活に及ぼす影響に配慮して、女性の就業の継続や再就職支援(M字カーブ*問題解消に向けた取組、女性に対する積極的な機会の提供、</b>職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める必要があります。</p> <p>また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。</p> <p>※ M字カーブ</p>	<p>※男女共同参画社会の説明の修正</p> <p>※子育て中の女性は、時間に制約があるためフルタイムでの再就職が難しいことを指す</p> <p>※前回調査と比べて男女間格差は若干だが小さくなっている</p> <p>※本市の女性の就労に関する現状を追加</p> <p>※女性活躍推進法の成立を追加</p> <p>※均等な機会と待遇の確保は、男女雇用機会均等法で従来求められていること。女性活躍推進法による取組を追加</p>

<p>女性の年齢階級別労働力率の推移(総務省)で見ると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています(図7 国際比較参照)。</p> <p>【図5 職場での男女格差の有無】  【図6 女性の仕事に対する考え(理想と現実)】  【図7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較】</p>
<b>推進施策</b>
<p>(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備  情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、  セクシュアル・ハラスメント  の防止に向けた広報啓発を行います。</p>
<p>(2)働く女性の能力開発と就労の支援  女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、<u>在職中の女性の能力開発のためのセミナーや、自主サークル活動への支援</u>を行います。</p>
<p>(3)多様な働き方の支援と就業環境の整備  パートタイム労働、<u>在宅勤務</u>など多様な就労ニーズに応じた働き方を支援するための法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。</p>
<p>(4)自営業等や起業における女性の能力発揮と経営参画の促進  起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。  中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。  生産物加工や生活改善、地域活性化のためのグループ活動、ネットワーク化を支援します。</p>
<p>(5)女性のチャレンジ支援  様々な分野における政策方針決定過程への参画(上へのチャレンジ)や、これまで女性が少なかった分野への進出(横へのチャレンジ)、子育て等で離職した人の再就職等(再チャレンジ)を支援します。</p>

<p>女性の年齢階級別労働力率の推移(総務省)で見ると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています(図7、用語解説参照)。</p> <p>【図5 職場での男女格差の有無】 27年度市民意識調査結果に差替え  【図6 女性の仕事に対する考え(理想と現実)】 27年度市民意識調査結果に差替え  【図7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較】 最新データに差替え</p>
<b>推進施策</b>
<p>(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備  情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、<u>性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*</u>等の防止に向けた広報啓発を行います。</p>
<p>(2)<u>女性活躍に向けた人材育成</u>の支援  女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、<u>働く女性の能力開発のためのセミナーや自主グループ活動への支援等</u>を通して、働く場における女性活躍を支援します。</p>
<p>(3)多様な働き方に応じた支援と就業環境の整備  パートタイム労働、<u>有期契約労働、派遣労働</u>など多様な就業形態に対して<u>公正な処遇が図られるとともに、在宅勤務など柔軟性の高い働き方が推進されるよう</u>、法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。</p>
<p>(4)<u>再就職、起業、自営業等</u>における女性の能力発揮と経営参画の促進  多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、<u>職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援</u>を行います。  子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対して、<u>就職に役立つ情報や学習機会の提供、関係機関との連携</u>などを通して再就職を支援します。  起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。  中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。</p>
<p>(5)<u>職業生活における女性の活躍のための支援</u>  女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、<u>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価するための優遇制度を検討</u>します。  鹿児島市においては、率先して特定事業主行動計画に基づき女性が活躍しやすい基盤づくりを推進します。</p>

<p>※最新情報に更新</p>
<p>※男女が平等な雇用環境を推進するため、より具体的な表現に変更するもの。</p>
<p>※自主サークル活動は趣味の関係が多いので削除。⇒男女共同参画センター登録団体等、該当する活動を行う団体もあるため削除しない。サークルをグループに修正。</p>
<p>※やむなく非正規で働く場合もあることへ配慮した変更</p>
<p>※第4次計画に合わせ文章の追加</p>
<p>※以下、様々な支援の具体策</p>
<p>※事業所に対する女性活躍推進に向けた支援の新設</p>

主な事業(担当課)
◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲) (男女共同参画推進課)
◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)
◇ <u>ここにこ子育て応援隊支援事業</u> (子育て支援推進課)
◇労政広報誌等の発行 (雇用推進課)
◇労働関係相談及び雇用促進事業(雇用推進課)
◇新規創業者等育成支援事業(雇用推進課)

主な事業(担当課)
◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲) (男女共同参画推進課)
◇男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲) (男女共同参画推進課)
◇ <u>女性活躍推進事業</u> (男女共同参画推進課)
◇ <u>女性活躍アドバイザー配置事業</u> (男女共同参画推進課)
◇労政広報誌等の発行 (雇用推進課)
◇ <u>ワーク・ライフ・バランス*を目指す事業所応援事業</u> (雇用推進課)
◇ <u>働きたい女性の就活応援事業</u> (雇用推進課)
◇ <u>女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業</u> (産業創出課)
◇ <u>特定事業主行動計画に基づく取組(再掲)</u> (人事課ほか)

※29年度新規事業
※29年度新規事業
※28年度新規事業
※29年度新規事業
※29年度新規事業



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画  
(鹿児島市女性活躍推進計画)

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>市民意識調査(図 8)によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと <b>2割</b>の人が希望しながら、実現できているのは、<b>6%</b>にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか <b>7%</b>でありながら、実際に「仕事」を優先している人は <b>28%</b>にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。</p> <p>女性家事・育児・介護の責任の多くを担い、男性は、仕事中心の生活によって家事・育児等の家庭生活に十分関われない現状においては、ワーク・ライフ・バランスは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なものです。ワーク・ライフ・バランスの推進は、近年、男女共同参画社会の形成につながる身近な取組として注目されています。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。</p> <p>【図8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(希望と現実)】</p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>市民意識調査(図 8)によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと <b>15.4%</b>の人が希望しながら、実現できているのは <b>5.7%</b>にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか <b>7.6%</b>でありながら、実際に「仕事」を優先している人は <b>26.9%</b>にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。</p> <p>平成25年度の市こども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査で、就労している父親の1日の残業時間を見ると、2時間以上3時間未満が22.9%と最も多く、約半数の父親が、2時間以上7時間未満の範囲で残業していることとなります。また、子どもが病気やケガで保育園等を休んだ時の対処法を見ると、「母親が休んだ」が57.7%に対して、「父親が休んだ」は15.2%にとどまり、育児休業を取得しなかった理由で「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えた割合が母親8.7%に対し父親は14.7%に上るなど、男性が仕事に追われ、家事や育児に参画しづらい状況が伺えます。</p> <p>女性の就業率が年々増加し、女性の活躍が進んできている一方で、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行(男性中心型労働慣行*)が依然として根付いており、家事・育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、男性にとっても、男性中心型労働慣行が、家事・育児・介護等への参画や地域社会への関わりの障害となっている状況にあるといえます。</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なものです。男女とも長時間労働を当たり前とせず、厳しい時間制約があることを前提とした働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、社会の活力と成長力を高め、持続可能な社会を実現するためには不可欠です。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて、男性中心型労働慣行等の見直しを促し、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。</p> <p>【図8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(希望と現実)】</p> <p style="text-align: right;">27年度市民意識調査結果に差替え</p>	<p>※最新の数値に修正</p> <p>※女性活躍推進の観点から、特に子育て世代の男性の現状と課題を記載。</p> <p>※ワーク・ライフ・バランスは現状の如何に関わらず重要</p> <p>※ワーク・ライフ・バランスの意味を明示</p> <p>※女性活躍推進に関する基本方針より</p> <p>※第4次計画より</p>

推進施策
<p>(1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</p> <p><b>職場優先の組織風土を変えるため、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しについて、男性管理職を含めて意識啓発を図ります。</b></p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることについて、情報誌やイベント等を通じて社会的機運を醸成します。</p> <p>企業における取組を促進、評価するための優遇制度を<b>検討</b>します。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。</p>
<p>(2)育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備</p> <p><b>父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方を見直す</b>ために、学習機会の提供、<b>子育て親子</b>の交流の場や<b>育児</b>情報の提供などを行います。</p> <p>市職員については、率先して長時間労働を<b>抑制</b>し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。</p>
<p>(3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</p> <p><b>延長保育、休日保育、病気回復期などの保育サービスを充実するほか、待機児童の解消や保育所整備を推進します。</b></p> <p><b>放課後児童クラブの設置を推進するとともに、施設設備など内容を充実します。</b></p> <p>すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。</p> <p>子育て中の親に対して、社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。</p> <p>子育て世帯への経済的支援策を充実します。</p> <p>また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<b>企業向け研修会の開催 (男女共同参画推進課)</b></p> <p>◇育児支援ハンドブックの配付 (人事課・職員課)</p> <p>◇延長保育促進事業、病児・病後児保育事業 (<b>子育て支援推進課</b>)</p> <p>◇<b>乳幼児医療費助成事業 (こども福祉課)</b></p> <p>◇家族介護講習会等開催事業 (長寿支援課)</p>

推進施策
<p>(1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを踏まえ、<b>長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方を推進するとともに、男性中心型労働慣行及び固定的な性別役割分担意識の見直しの必要性について、管理職も含めて意識啓発を図ります。</b></p> <p>企業における取組を促進、評価するための優遇制度を<b>充実</b>します。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。</p>
<p>(2)<b>家事・育児・介護</b>を行う労働者が働き続けられる環境の整備</p> <p><b>男性の家事や育児、介護への参画を促進する</b>ために、学習機会の提供、<b>育児・介護当事者の</b>交流の場や情報の提供などを行います。</p> <p>市職員については、率先して長時間労働を<b>削減</b>し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。</p>
<p>(3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</p> <p><b>子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供、延長保育、病児病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</b></p> <p><b>また、余裕教室の徹底活用や民間の活用などにより、計画的かつ積極的に児童クラブを整備します。</b></p> <p>すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。</p> <p>子育て中の親に対して社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。</p> <p>子育て世帯への経済的支援策を充実します。</p> <p>また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(<b>学習・研修講座</b>)(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<b>ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業(再掲) (雇用推進課)</b></p> <p>◇<b>男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業 (こども政策課)</b></p> <p>◇育児支援ハンドブックの配布 (人事課・職員課)</p> <p>◇延長保育促進事業、病児・病後児保育事業 (<b>保育幼稚園課</b>)</p> <p>◇<b>放課後児童健全育成事業(こども政策課)</b></p> <p>◇家族介護講習会等開催事業 (長寿<b>あんしん</b>課)</p>

<p>※第4次計画P28より</p> <p>※建設工事等競争入札参加者の格付は実施済み。公共調達等における優遇措置を検討</p> <p>※育児だけでなく、家庭役割全般に対しての男性の参画を促す</p> <p>※第4次計画に合わせた表現の修正</p>
<p>※目標指標に係る事業</p> <p>※<b>29年度新規事業</b></p> <p>※<b>29年度課名変更</b></p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～  
 施策の方向性4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>地域においては高齢化や人間関係の希薄化、単身世帯の増加などの変化が生じています。</p> <p>地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。</p> <p>東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。男女のニーズの違いを把握することなど、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。</p> <p>また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえで、ますます重要になってきています。</p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、本市においても平成 25 年をピークに人口減少局面へ移行した可能性が高くなっています(図 9)。若い女性の人口減少が進み、少子化が一層深刻化することや、若い世代が少なくなることで地域コミュニティを維持することが困難になることなどが懸念されます。そのような中、地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も、多様な住民に出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。</p> <p>東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が求められています。</p> <p>また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえでますます重要になってきています。</p> <p>【図9 鹿児島市の推計人口(各年 10月1日現在)】</p>	<p>※本市における地域についての最新の見解に修正</p> <p>※コミュニティビジョンの将来像（多様性と創造）より</p> <p>※東日本大震災後の動きを受けて修正</p> <p>※人口減少を示す図表の追加</p>

推進施策
<p>(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成  地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。  ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。</p>
<p>(2)防災における男女共同参画の推進  消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大します。  地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、消防行政においても女性職員の活用を図ります。</p>
<p>(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組  環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実 (危機管理課)  <b>◇市民活動促進事業 (市民協働課)</b>  ◇コミュニティ活動推進講座 (地域振興課)  ◇消防団活性化事業 (消防局警防課)  ◇かごしま環境未来館環境学習推進事業 (環境協働課)</p>

推進施策
<p>(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成  地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。  ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。</p>
<p>(2)防災における男女共同参画の推進  地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、<b>適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。</b>  消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大するとともに、<b>消防行政においても女性消防吏員を増やすための取組を行うなど、</b>女性職員の活用を図ります。</p>
<p>(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組  環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇コミュニティ活動推進講座 (地域振興課)  <b>◇消費者教育担い手育成事業 (消費生活センター)</b>  ◇消防団活性化事業 (消防局警防課)  ◇男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実 (危機管理課)  ◇かごしま環境未来館<b>管理運営</b>事業 (環境政策課)</p>

<p>※防災と消防に分けて文章を整理し、防災における取組を具体的に記載</p> <p>※消防局の特定事業主行動計画に合わせ修正</p>
<p>(1)関連事業</p> <p>(2)関連事業</p> <p>(3)関連事業</p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を發揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～  
 施策の方向性5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

現 行	改 定 案	備 考																		
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="124 359 1202 407">現状と課題</th> </tr> <tr> <td data-bbox="124 407 1202 1010"> <p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しましたが、<u>2009年(平成21年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では取組が不十分と指摘されているように、</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="124 1010 1202 1058">推進施策</th> </tr> <tr> <td data-bbox="124 1058 1202 1226"> <p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="124 1226 1202 1274">主な事業(担当課)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="124 1274 1202 1484"> <p>◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>男女共同参画フェスティバル事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p> </td> </tr> </table>	現状と課題	<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しましたが、<u>2009年(平成21年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では取組が不十分と指摘されているように、</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p>	推進施策	<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>	主な事業(担当課)	<p>◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>男女共同参画フェスティバル事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1237 359 2297 407">現状と課題</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1237 407 2297 1010"> <p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に女子差別撤廃条約を批准しましたが、<u>2016年(平成28年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="1237 1010 2297 1058">推進施策</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1237 1058 2297 1226"> <p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="1237 1226 2297 1274">主な事業(担当課)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1237 1274 2297 1484"> <p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>学習・研修講座</u>)(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>図書等の収集提供</u>) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>サンエールフェスタ開催事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p> </td> </tr> </table>	現状と課題	<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に女子差別撤廃条約を批准しましたが、<u>2016年(平成28年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p>	推進施策	<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>	主な事業(担当課)	<p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>学習・研修講座</u>)(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>図書等の収集提供</u>) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>サンエールフェスタ開催事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2332 359 2825 407"></th> </tr> <tr> <td data-bbox="2332 407 2825 1010"> <p>※直近の最終見解に合わせた修正（「取組が不十分」という表現はない）</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="2332 1010 2825 1058"></th> </tr> <tr> <td data-bbox="2332 1058 2825 1226"></td> </tr> <tr> <th data-bbox="2332 1226 2825 1274"></th> </tr> <tr> <td data-bbox="2332 1274 2825 1484"></td> </tr> </table>		<p>※直近の最終見解に合わせた修正（「取組が不十分」という表現はない）</p>				
現状と課題																				
<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しましたが、<u>2009年(平成21年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では取組が不十分と指摘されているように、</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p>																				
推進施策																				
<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>																				
主な事業(担当課)																				
<p>◇男女共同参画センター運営事業(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>男女共同参画フェスティバル事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p>																				
現状と課題																				
<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に女子差別撤廃条約を批准しましたが、<u>2016年(平成28年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ</u>多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p>																				
推進施策																				
<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>																				
主な事業(担当課)																				
<p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>学習・研修講座</u>)(再掲) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(<u>図書等の収集提供</u>) (男女共同参画推進課)</p> <p>◇<u>サンエールフェスタ開催事業</u>(再掲) (男女共同参画推進課)</p>																				
<p>※直近の最終見解に合わせた修正（「取組が不十分」という表現はない）</p>																				

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

(鹿児島市DV対策基本計画)

(1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(DV)、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。全ての人々が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。</p> <p>特に、DVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として、男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。</p> <p>本市においては、これまでカードサイズリーフレットの配布や<b>中学・高校生</b>向けデートDV講演会 <b>の開催</b>、DV防止庁内連絡会議 <b>の開催</b>など、DVの予防と被害者支援に向けて<b>効果的で新たな取組も</b>行っていますが、市民意識調査(図 9)によると、配偶者間等での身体的暴力が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約<b>3</b>人に1人、男性では<b>6</b>人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。</p> <p>また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。</p> <p>市民意識調査(図 10)では、10歳代から20歳代において、<b>性的暴力</b>が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約<b>8</b>人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。</p> <p>交際相手等からの暴力(デートDV)の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行うことが必要です。</p> <p>【図9 配偶者からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)】 【図10 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)】</p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(DV*)、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。全ての人々が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。</p> <p>特にDVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。</p> <p>本市においては、これまでカードサイズ <b>DV</b>リーフレットの配布や<b>生徒・学生</b>向けデートDV*講演会、DV防止庁内連絡会議<b>や庁内外の関係機関からなるDV防止対策委員会</b>の開催など、DVの予防と被害者支援に向けて<b>取組</b>を行っていますが、市民意識調査(図 10)によると、配偶者間等で、<b>身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験</b>が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約<b>4</b>人に1人、男性では約<b>7</b>人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。</p> <p>また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。</p> <p>市民意識調査(図 11)では、10歳代から20歳代において、<b>身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験</b>が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約<b>6</b>人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。</p> <p><b>近年、SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力は一層多様化しています。平成25年の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手(元交際相手を含む)からの暴力もDV防止法*の対象となったことも踏まえ、</b>交際相手等からの暴力(デートDV)の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行うことが必要です。</p> <p>【図10 配偶者からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)】 27年度市民意識調査結果に差替え 【図11 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)】 27年度市民意識調査結果に差替</p>	<p>※中学、高校、大学・短大、専門学校 ※講演会のほか、ワークショップもあり ※DV防止対策委員会の新設 ※27年度調査でデータあり</p> <p>※27年度調査でデータあり</p> <p>※国の計画(P63)の表現</p> <p>※法改正による修正</p>

推進施策
<p>DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。</p> <p>DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇男女共同参画情報誌(すてっぷ)の発行(再掲)(男女共同参画推進課)</p> <p>◇デートDV講演会の開催(男女共同参画推進課)</p> <p>◇DV防止啓発誌の<u>配付</u>(男女共同参画推進課)</p>

推進施策
<p>DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。</p> <p>DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。</p>
主な事業(担当課)
<p>◇男女共同参画情報誌(すてっぷ)の発行(再掲)(男女共同参画推進課)</p> <p>◇デートDV講演会<u>等</u>の開催(男女共同参画推進課)</p> <p>◇DV防止啓発誌の<u>配布</u>(男女共同参画推進課)</p>

推進施策
<p> </p>
主な事業(担当課)
<p>※ワークショップも含める</p> <p>※表現の統一</p>

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

(鹿児島市DV対策基本計画)

(2) 相談窓口の周知と相談体制の充実

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	
<p>近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など、様々な困難を抱えており、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにおける女性のための総合相談や法律相談等を今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。</p> <p>また、被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。</p>	<p>近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など様々な困難を抱えており、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにおける女性のための総合相談や法律相談等を、今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。</p> <p>また、市民意識調査(図 10・11)からは、男性もDVの被害にあっている実態が読み取れますが、相談に訪れる男性は非常に少ないことから、男性に向けた相談先の周知や相談体制の整備にも留意する必要があります。</p> <p>被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。</p>	<p>※国の計画で「被害者は男女を問わない」とあることから、男性に焦点を当てた記述を追加</p>
<p style="text-align: center;"><b>推進施策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>推進施策</b></p>	
<p>市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて環境整備・調整を行うとともに、関係機関の相談員のスキルアップを図って相談体制を充実します。</p>	<p>市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター*)をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。</p> <p>関係機関の相談員のスキルアップ*を図り、相談体制を充実します。</p>	<p>※平成25年7月設置</p> <p>※配暴センター設置完了に伴い文言削除</p>
<p style="text-align: center;"><b>主な事業(担当課)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>主な事業(担当課)</b></p>	
<p>◇カードサイズDVリーフレットの配布(男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター相談事業(男女共同参画推進課)</p> <p>◇関係機関相談員研修・意見交換会開催(男女共同参画推進課)</p> <p>◇配偶者暴力相談支援センターの設置準備・環境整備(男女共同参画推進課)</p>	<p>◇カードサイズDVリーフレットの配布(男女共同参画推進課)</p> <p>◇男性相談カードの配布(男女共同参画推進課)</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業(相談事業)(男女共同参画推進課)</p> <p>◇関係機関相談員研修・意見交換会開催(男女共同参画推進課)</p>	<p>※男性向けの取組を追加</p> <p>※設置完了に伴い削除</p>



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

(鹿児島市DV対策基本計画)

(3) 関係機関との連携の強化

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p>	
<p>DV被害者は、心身の回復、生活再建にあたり様々な困難を抱えることになり、その保護のためには、あらゆる場面で、庁内関係課の連携はもとより、国、県、警察、裁判所、医療機関、民間支援団体、さらには、他市町村など広域的な連携が必要です。特に、安全を確保するためには、警察との協力・連携は不可欠です。</p> <p>また、職務上被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次被害)が生じることのないよう配慮する必要があります。</p> <p><b>関係機関のネットワークを密にし、情報交換や協力体制を一層強化することで、DV被害者へのきめ細やかで迅速な支援が可能になります。</b></p>	<p>DV被害者は、心身の回復、生活再建にあたり様々な困難を抱えることになり、その保護のためには、あらゆる場面で、庁内関係課の連携はもとより、国、県、警察、裁判所、医療機関、民間支援団体、さらには、他市町村など広域的な連携が必要です。特に、安全を確保するためには、警察との協力・連携は不可欠です。</p> <p>また、職務上被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次被害*)が生じることのないよう配慮する必要があります。</p> <p><b>平成25年度にDV防止対策委員会を設置し、組織の垣根を越えた連携の強化を図っていますが、平成28年1月に国際認証を取得した「セーフコミュニティ*」における取組を通して、全市的なDV防止活動を着実に推進することが重要です。</b></p>	<p>※平成25年8月設置 ※平成28年1月国際認証取得</p>
<p style="text-align: center;"><b>推進施策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>推進施策</b></p>	
<p><b>国、県、他市町村をはじめ関係機関、医療機関等</b>との情報交換を密にし、<b>連携を強化</b>します。</p> <p>DV防止庁内連絡会議、関係機関相談員研修会等を実施して、職務関係者からの二次被害を防止します。</p> <p>民間<b>シェルター</b>等への活動支援を検討します。</p>	<p><b>DV防止対策委員会を開催し、DV被害者への支援に係る関係機関との情報交換を密にし、官民双方向の支援・連携を強化</b>します。</p> <p>DV防止庁内連絡会議、関係機関相談員研修会等を実施して、職務関係者からの二次被害を防止します。</p> <p>民間<b>支援団体</b>等への活動支援を検討します。</p>	<p>※平成25年8月設置</p> <p>※現在鹿児島市内には民間シェルターがないことから、シェルターの有無にかかわらず民間支援団体等の活動支援をする表現に修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>主な事業(担当課)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>主な事業(担当課)</b></p>	
<p>◇警察署、県女性相談センター等との連携(男女共同参画推進課)</p> <p>◇DV防止庁内連絡会議開催(男女共同参画推進課)</p> <p>◇関係機関相談員研修・意見交換会開催(再掲)(男女共同参画推進課)</p> <p>◇民間シェルター等への活動支援の検討(男女共同参画推進課)</p>	<p><b>◇DV防止対策委員会の開催(男女共同参画推進課)</b></p> <p>◇警察署、県女性相談センター等との連携(男女共同参画推進課)</p> <p>◇DV防止庁内連絡会議の開催(男女共同参画推進課)</p> <p>◇関係機関相談員研修・意見交換会の開催(再掲)(男女共同参画推進課)</p> <p>◇民間<b>支援団体</b>等への活動支援の検討(男女共同参画推進課)</p>	<p>※平成25年8月設置</p>



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性2 男女の人権の尊重と自立への支援

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの<b>特徴</b>を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。</p> <p>女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。</p> <p>男性については、<b>働き盛りの男性の自殺者の増加が社会問題となっています。</b></p> <p>「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つとされています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。</p> <p><b>男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々</b>に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。</p> <p>さらに、<b>近年</b>全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。</p> <p>また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。</p> <p><b>【図11 本市の児童虐待相談件数】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>現状と課題</b></p> <p>生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの<b>身体的性差</b>を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。</p> <p>女性は妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。</p> <p>男性については、<b>すべての年代で女性より自殺率が高く、特に15歳から44歳という、学生や社会人として社会を牽引する世代において、死因順位の第1位を自殺が占めています。</b>「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つとされています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。</p> <p><b>性的指向*や性同一性障害*などを理由として困難な状況に置かれている人々</b>に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。</p> <p>さらに、全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています<b>【図12参照】</b>。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。</p> <p>また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。</p> <p><b>【図12 本市の児童虐待相談件数】</b>最新データに更新</p>	<p style="text-align: center;"><b>備 考</b></p> <p>※第4次計画の表現に合わせ、社会的・文化的性別観との混同を防ぐため「身体的」を追加</p> <p>※27年度版自殺対策白書（内閣府）より</p> <p>※第4次計画の表現に統一（P88）</p> <p>※近年に限らない</p> <p>※図12は本市の児童虐待で、全国の状況を表すものでないため、「参照」とした。</p> <p>※最新データに更新</p>

推進施策
<p>(1) 各種相談機能の充実</p> <p>女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。</p> <p>また、<b>男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々、性同一性障害などを有する人々</b>に対する相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。</p>
<p>(2) 生涯を通じた男女の健康の支援</p> <p>生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。</p> <p>健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。</p> <p>妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。</p> <p><b>男女の健康管理・保持増進のために子どもの頃から食育の普及促進を図ります。</b></p>
<p>(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備</p> <p>学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します。</p> <p>女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。</p> <p>青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。</p> <p>子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組みます。</p>
<p>(4) 様々な困難に直面する人々への支援</p> <p>貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。</p> <p><b>困難な状況に置かれた若者</b>に対する相談体制を整備するとともに、<b>職業的</b>自立を支援します。</p> <p>外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。</p>

推進施策
<p>(1) 各種相談機能の充実</p> <p>女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージ*に応じた心の健康づくりなどを支援します。</p> <p>また、<b>性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々</b>に対する相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。</p>
<p>(2) 生涯を通じた男女の健康の支援</p> <p>生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための<b>食育及び</b>健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。</p> <p>健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。</p> <p>妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。</p>
<p>(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備</p> <p>学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します。</p> <p>女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。</p> <p>青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。</p> <p>子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組みます。</p>
<p>(4) 様々な困難に直面する人々への支援</p> <p>貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。</p> <p><b>複合的な課題を抱える生活困窮者</b>に対する相談体制を整備するとともに、<b>その</b>自立を支援します。</p> <p>外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。</p>

<p>※第4次計画の表現（P88）に統一</p>
<p>※食育を集約</p>
<p>※第4次計画の表現(P86)</p> <p>※自立に向けて困難な状況に置かれているのは若者に限らない。また、職業的自立だけでなく生活全体の自立支援が必要な場合もあるため。</p>

主な事業(担当課)

- ◇男女共同参画センター **相談事業**(再掲)(男女共同参画推進課)
- ◇精神保健推進事業(保健予防課)
- ◇自殺対策事業(保健予防課)
- ◇元気いきいき検診事業(保健予防課)
- ◇食育推進事業(健康総務課)
- ◇児童虐待対策事業(こども福祉課)

主な事業(担当課)

- ◇男女共同参画センター **運営事業(相談事業)**(再掲)(男女共同参画推進課)
- ◇精神保健 **福祉**推進事業(保健予防課)
- ◇自殺対策事業(保健予防課)
- ◇元気いきいき検診事業(保健予防課)
- ◇食育推進事業(**保健政策課**)
- ◇児童虐待対策事業(こども福祉課)
- ◇ **生活困窮者自立支援事業(保護第一課)**

※事業名の修正

※29年度に課を新設し、移管

※(4)に係る主な事業の追加